

新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関は、その対応に奔走し、介護施設、介護事業所（以下「介護施設等」という。）は、感染におびえながら介護を提供している。こうした中、多くの医療機関では、患者が感染をおそれ、外来の受診を控えたことにより、患者数が減少するとともに、介護施設等でも、感染をおそれた利用者及び新規利用者の減少が起きている。また、感染症患者受入れ医療機関では、感染者のための専用病床の確保、医師及び看護師等の特別勤務体制を整えたことから、入院患者の受入れが減少するとともに、手術、検査、健康診断の先延ばし等が起きている。

これらのことにより、医療機関及び介護施設等の収入が大幅に減少し、厳しい経営を強いられている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響から医療機関及び介護施設等を守り、安全、安心な医療、介護を維持するため、下記事項について至急対応されるよう強く求める。

記

- 1 医療機関及び介護施設等の事業の継続に資する新たな支援制度を創設すること。
- 2 医療機関及び介護施設等で働く人々の雇用の安定が確保できるよう手だてを取ることを。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

岐阜県養老郡養老町議会議長 吉田 太郎

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣